（別添資料１）

暴力団排除に関する欠格事由の確認について

　発注者支援業務等（発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）、公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、ダム管理支援業務及び道路許認可審査・適正化指導業務）及び用地補償総合技術業務をいう。）に係る入札については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する民間競争入札の対象となっていることから、暴力団排除に関する欠格事由（法第１５条において準用する法第１０条第４号及び第６号から第９号までに規定する内容をいう。）に関し、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、警察庁へ意見聴取を行うこととなっている。

　そのため、入札に参加する事業者においては、次に掲げるところにより、所要の対応をすること。

1. 参加しようとする発注者支援業務等の発注者に対し、当該発注者支援業務等に係る入札説明書の定めるところにより、業務ごとに、暴力団排除に関する欠格事由に該当しない者であること等を記載した誓約書（様式１９）【注：用地補償総合技術業務の場合は様式１６とする】を提出すること。なお、誓約書の提出は競争参加資格確認申請書の一つとなる。
2. 提出先、提出期限及び提出方法

競争参加資格確認申請書類の提出先、提出期限及び提出方法による。

1. 下記（１）に掲げる提出先に対し、下記（２）に掲げる提出期限までに、下記（３）に掲げる提出資料を１通ずつ提出すること（下記（４）に掲げる提出方法その他留意事項によること）。

　　　　　 なお、提出の資料は、令和３年度を対象に当地方整備局各機関で実施する発注者支援業務等に共通して用いるため、複数の発注者支援業務等に参加を希望する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合も含む。）であっても、１度提出すればよい。ただし、提出した資料の内容に変更が生じ、その後他の発注者支援業務等に参加を希望する場合には、再度下記（３）の資料を提出すること。また、警察庁への意見聴取の結果「暴力団排除に関する欠格事由に該当する」とされた事業者については、他の発注者支援業務等に参加を希望する場合は再度下記（３）の資料を提出すること。なお、提出が必要となる事業者において、提出期限までに当該資料の提出がない場合は当該事業者の競争参加を認めないものとする。

1. 提出先

関東地方整備局　総務部　契約課　調査係

郵便番号：３３０－９７２４

住　　所：埼玉県さいたま市中央区新都心２－１（さいたま新都心合同

庁舎２号館）

ＴＥＬ　：０４８－６０１－３１５１（内線２５２１又は２５２４）

電子メールアドレス：[ktr-keiyakuka2@gxb.mlit.go.jp](mailto:ktr-keiyakuka2@gxb.mlit.go.jp)

1. 提出期限

入札説明書６．（４）①の提出期限

1. 提出資料
2. 入札参加事業者確認資料送付書（確認様式１に則ること。）
3. 確認用電子データ（確認様式２に則ること。）
4. 提出方法その他留意事項

上記（３）の資料については、原則として、電子メールの添付文書として提出すること。

（電子メール送付先：[ktr-keiyakuka2@gxb.mlit.go.jp](mailto:ktr-keiyakuka2@gxb.mlit.go.jp)）

1. その他留意事項
2. 指定された期限までにこれらの書面等の提出が無い場合には、関東地方整備局競争契約入札心得第６条第１項第１１号に該当する者として当該者の行った入札は無効となる。
3. 記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求めることがある。
4. 設計共同体で参加する場合、誓約書（様式１９）【注：用地補償総合技術業務の場合は様式１６とする】は、設計共同体すべての構成員の連名によるものを提出すること。２．（３）の資料については、各構成員それぞれから自らに係るものを提出すること。
5. 警察庁への意見聴取手続きに関する問い合わせ先

２．（１）と同じ。